

高森町商工業振興資金

(適用日:R4.4.1)

資金名	融資対象	用途	貸付限度	貸付期間	貸付利率	貸付率	償還方法	保証人	担保	添付書類
小口事業資金	小規模事業者	小口運転資金	200万円以内	36箇月以内	1.8%	100%	3箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	徴収しない	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書
運転資金	中小企業	商品材料等仕入資金	500万円以内	60箇月以内	2.2%	100%	3箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書
設備資金	中小企業	工場商店等設備資金	2,000万円以内	84箇月以内ただし、建物については120箇月以内	2.2%	100%	6箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書 ・見積書等
後継者等育成資金	中小企業	工場商店等設備資金	1,000万円以内	84箇月以内ただし、建物については120箇月以内	1.8%(利子補給1.2%以内)	100%	6箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書 ・後継者証明書
	小規模事業者	運転資金	500万円以内	60箇月以内	1.8%(利子補給1.2%以内)	100%	3箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書 ・後継者証明書
アントレプレナー支援資金	アントレプレナー支援相談室による創業支援を受けた起業家で起業から5年以内の者	起業にかかる設備資金	500万円以内	120箇月以内ただし、建物については180箇月以内	1.8%(利子補給1.2%以内)	100%	6箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・予想損益計算書 ・町納税証明書 ・特定創業支援証明書 ・創業計画書
		運転資金	500万円以内	84箇月以内	1.8%(利子補給1.2%以内)	100%	6箇月据置分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	必要に応じて徴収する	・予想損益計算書 ・町納税証明書 ・特定創業支援証明書 ・創業計画書
緊急資金	中小企業	緊急に必要な資金	100万円以内	6箇月以内	1.9%	100%	一括又は分割	個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。	徴収しない	・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書

<p>危機対策資金</p>	<p>中小企業及び小規模事業者で次のいずれかの要件を満たす者 ①最近3ヶ月のうちいずれか1ヶ月の売上高が前年同月に比べ10%以上減少している者 ②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者で最近1ヶ月の売上高が最近1ヶ月を含む3ヶ月間の平均売上高に比べて10%以上減少している者 ③危機関連保証制度要綱(平成29年10月23日中庁第1号)に定める危機関連保証を利用する者</p>	<p>運転資金</p>	<p>500万円以内借換の場合 1,000万円以内新規借入と借換を併用する場合は総額1,000万円以内、うち新規借入は500万円以内 ただし、借換は高森町商工業振興資金間での借換に限る</p>	<p>120箇月以内</p>	<p>1.8%(貸付の日から36箇月まで全額利子補給)</p>	<p>100%</p>	<p>12箇月据置分割</p>	<p>個人事業主の場合、原則として保証人は不要。法人の場合、原則として法人代表者(実質経営者を含む)以外の保証人は不要。</p>	<p>必要に応じて徴収する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 ・試算表 ・損益計算書 ・町納税証明書 ・売上高等比較表
---------------	---	-------------	--	----------------	---------------------------------	-------------	-----------------	--	-------------------	---